

奄美市行革普請<sup>ぶしん</sup>

市民と行政のパートナーシップで自立（律）的な自治体経営を目指して

## 第 2 次奄美市行政改革大綱



平成 2 2 年 3 月  
奄 美 市

## 目 次

行政改革大綱の体系図	1
行政改革の必要性	2
行政改革の基本的な考え方と基本理念及び基本方針	2
1 行政改革の基本的な考え方	2
2 行政改革の基本理念	3
3 行政改革の基本方針	3
(1) 市役所の改革	3
市役所の自立(律)	
(2) 市民サービスの改革	4
市民の自立(律)	
(3) 市民と行政の共生・協働力	4
自助・互助(共助)・扶助(公助)	
行政改革大綱の実施期間	4
推進体制等	4
1 推進体制	4
2 実施計画の策定	5
3 進行管理	5
基本方針を達成するための具体的方策	5
1 - 1 行政改革	5
(1) 組織・機構の見直し	5
(2) 庁内分権の推進	5
(3) 定員管理の適正化	5
1 - 2 財政改革	5
(1) 計画的な財政運営	5
(2) 自主財源の確保と拡充	6
市税等の財源確保と収納率の向上	6
受益者負担の適正化	6
新たな財源の確保と拡充	6
公有財産の管理・運営の見直し	6
(3) 経費の節減と合理化	6
経費の節減と合理化	6
補助金の整理合理化	7
公共工事のコスト縮減等	7
公営企業及び特別会計の経営健全化	7
1 - 3 職員改革	7
(1) 職員の意識改革	7
(2) 人材育成の推進	8
職員研修の推進	8

人事交流の推進	8
(3) 給与の適正化	8
1 - 4 議会改革	8
議会の組織運営の合理化	8
2 - 1 市民満足度の向上	8
(1) 誇れる奄美市づくり	8
奄美市の一体感の醸成	8
窓口市民サービスの質の向上	9
市民の声の反映	9
(2) 市民と行政の情報の共有化	9
情報公開	9
電子市役所の構築	9
(3) 監査機能の充実強化	9
2 - 2 事務事業改革	10
(1) 民間移行の推進	10
民営化の推進	10
民間委託の推進	10
指定管理者制度の活用	10
P F I手法の活用	10
第三セクター等の見直し	10
広域行政の推進	10
(2) 事務事業の見直し	11
事務事業の再編・整理及び廃止・統合	11
各種イベントの見直し	11
(3) 行政評価システムの充実	11
3 市民参画による改革	11
一結び・家普請・道普請のこころー	
(1) 地域コミュニティ力の向上	11
コミュニティの活性化	11
市民と行政の共生・協働	12
公共施設等の地域開放・複合利用	12
男女共同参画社会の推進	12
(2) 自給力の向上	12
(3) 外貨獲得の拡大	12
(4) 人口規模の確保	13
(5) 全庁協働体制の確立	13
～ 1課(1係) 1 N P O等との連携～	
用語解説	14

# 奄美市行政改革大綱の体系図

奄美市の将来像

自然・ひと・文化が共につくるきよらの郷

基本理念

奄美市行革普請  
市民と行政のパートナーシップで自立(律)的な自治体経営を目指して

基本方針3つの目標

### 1 市役所の改革 ～市役所の自立(律)～

<p><b>1 - 1 行政改革</b> (1)組織・機構の見直し (2)庁内分権の推進 (3)定員管理の適正化</p> <p><b>1 - 2 財政改革</b> (1)計画的な財政運営 (2)自主財源の確保と拡充</p>	<p>市税等の財源確保と収納率の向上 受益者負担の適正化 新たな財源の確保と拡充 公有財産の管理・運営の見直し (3)経費の節減と合理化 経費の節減と合理化 補助金の整理合理化 公共工事のコスト縮減等 公営企業及び特別会計の経営健全化</p>	<p><b>1 - 3 職員改革</b> (1)職員の意識改革 (2)人材育成の推進 職員研修の推進 人事交流の推進 (3)給与の適正化</p> <p><b>1 - 4 議会改革</b> 議会の組織運営の合理化</p>
---	---	---

### 2 市民サービスの改革 ～市民の自立(律)～

<p><b>2 - 1 市民満足度の向上</b> (1)誇れる奄美市づくり 奄美市の一体感の醸成 窓口市民サービスの質の向上 市民の声の反映 (2)市民と行政の情報の共有化 情報公開 電子市役所の構築 (3)監査機能の充実強化</p>	<p><b>2 - 2 事務事業改革</b> (1)民間移行の推進 民営化の推進 民間委託の推進 指定管理者制度の活用 PFI手法の活用 第三セクター等の見直し 広域行政の推進</p> <p>(2)事務事業の見直し 事務事業の再編・整理及び廃止・統合 各種イベントの見直し (3)行政評価システムの充実</p>
---	---

### 3 市民と行政の共生・協働力 ～自助・互助(共助)・扶助(公助)～

**3 市民参画による改革**  
—結い・家普請・道普請のこころ—

<p>(1)地域コミュニティ力の向上 コミュニティの活性化 市民と行政の共生・協働 公共施設等の地域開放・複合利用 男女共同参画社会の推進</p>	<p>(2)自給力の向上 (3)外貨獲得の拡大 (4)人口規模の確保 (5)全庁協働体制の確立 ～1課(1係)1NPO等との連携～</p>
---	---

**行政改革の推進体制**  
行政改革を推進するにあたっては、市長を本部長とする「行政改革推進本部」を中心に、全庁が一体となり、スピード感を持った改革に取り組みます。  
また、民間の委員で構成される「行政改革推進委員会」及び市議会の指摘・提言等も併せ、さらに広報紙やホームページで広く市民に公表し、評価を受けながら計画の推進を図ります。

## 行政改革の必要性

平成18年3月20日に合併した本市は、平成19年3月に「奄美市行政改革大綱」及び「奄美市行政改革実施計画（集中改革プラン）」を策定し、積極的かつ計画的に行政改革に取り組んでまいりました。

その成果として、平成27年度までの1つの目標としていた実質公債費比率の17パーセント台を、平成20年度決算において達成（17.4パーセント）したほか、一集落1ブランド等「シマの宝」を活かした市民主体の地域活性化も進みつつあります。

しかしながら、我が国の経済状況は、平成20年秋からの世界規模での金融危機や円高等の影響により、国の緊急経済対策の実施にもかかわらず、依然、低い雇用水準で推移するとともに、少子・高齢化の進行により人口減少社会が到来しており、厳しい状況が続いております。

財政力指数が低く（平成20年度決算0.28）、国へ大きく依存している本市財政においては、地域経済の低迷による税収の減少や扶助費等の社会保障関連経費の増加など、引き続き厳しい状況にあり、今後も、限られた財源の中で多様化する行政需要に対応するため、事務事業の「選択と集中」を意識した取組が必要であります。

無駄を省くところは徹底的に省き、後の世代に過度な負担を残さないよう財政規律を守りながらも、地域活性化を図るため3地域（名瀬・住用・笠利）の特徴を活かした均衡あるまちづくりの推進や市民主体の地域振興策の推進、また、教育・文化・医療・福祉等の充実を図り、市の将来を担う人材の育成や高齢者等へのサービス向上を図っていくことが、より一層求められております。

このような状況を踏まえ、第1次行政改革大綱（H18～H21）での取組を基本的に踏襲しつつ、新たな状況の変化に対応した行政改革を市民と協働しながら一丸となって継続し、持続力のある行財政基盤を構築していく必要があります。

## 行政改革の基本的な考え方と基本理念及び基本方針

### 1 行政改革の基本的な考え方

行政改革には、行政が最小の経費で最大の効果をあげ、市民が求める公共サービスを最良の形で提供し、既存の行財政システムにとらわれることなく、不断に見直しを行い改善していくことが求められます。

第2次行政改革大綱の策定に当たっては、第1次行政改革大綱に引き続き、行政改革を市民と行政が「自己決定・自己責任」及び「自助・互助（共助）・扶助（公助）」意識を共有し、力を合わせて進めるとともに、新たな魅力を創造し、地域経済の自立に向けた施策を推進します。

さらに、奄美市市町村建設計画に掲げる本市の将来像、自然環境、歴史、伝統文化を大切に活かしていく中で心豊かに安心・快適に暮らすことのでき

る「自然・ひと・文化が共につくるきよらの郷(しま)」を目指します。

奄美市の未来は、この「奄美市市町村建設計画」と当行政改革が同時並行で進行し、両輪の歯車がうまくかみ合ってはじめて開けるものです。

このことを踏まえ、本大綱は第1次行政改革大綱で取り組んできた推進事項の進展を図り、未達成事項を再検証するとともに、「市役所の改革」「市民サービスの改革」「市民と行政の共生・協働力」という三つの視点から本市の行財政全般を見直し、市民生活の向上及びサービスの安定的提供を最優先に、時代の要請に即応した行政改革大綱を策定します。

## 2 行政改革の基本理念

極めて厳しい財政上のもと、本市の将来像である「自然・ひと・文化がつくるきよらの郷」を実現するためには、市民と行政が対等な立場でこれまでの管理型行政運営から経営型行政運営を目指すことが必要です。

市民においても、これまでの過度な行政依存型や行政への市民参加(参画)型から、市民と行政のお互いの役割を認め合い、共に力を合わせる「共生・協働力」が求められます。

これまで、奄美は伝統的に自分たちの地域の課題は自分たちで解決する「結い(ゆい)・家普請(やぶしん)・道普請(みちぶしん)」の精神で地域自治の振興が図られてきましたが、この精神の実践こそ奄美市行政改革の原点としなければなりません。これらのことから、行政改革の基本理念を次のとおり設定します。

### 【基本理念】

奄美市行革普請<sup>ぶしん</sup>

市民と行政のパートナーシップで自立(律)的な自治体経営を目指して

## 3 行政改革の基本方針

行政改革の推進に当たっては、次の基本項目を柱とします。

### (1) 市役所の改革

#### 市役所の自立(律)

行政と市民の関係の変革が求められる中で、新たな行政課題やますます高度化・多様化する市民ニーズ(需要)を見極め、限られた財源で良質な市民サービスを提供していきます。

このため、職員一人ひとりの更なる意識を改革し、それぞれの行政現場で

柔軟な発想と明確なコスト（費用）意識をもって仕事を進め、スリム（無駄がない）で効率・効果的な行政へと転換を図りつつ、元気で明るいまちづくりの推進役となる市役所を目指します。

## （２）市民サービスの改革 市民の自立（律）

行政サービスへの、市民の満足度が高まるためには、多様化、複雑化している市民ニーズを迅速かつ的確に市民の視点でサービス全般について点検や見直しを行っていくことが必要です。

市政の主役は市民であり、市職員は全体の奉仕者であるとの認識を踏まえ、民間のノウハウ（こつ）を活かした接遇の向上を含む全庁的な「市民サービス向上運動」（行政版生産性向上運動）の展開や市政運営の透明化、市民との情報共有化を進め、質の高い行政サービスを目指します。

## （３）市民と行政の共生・協働力 自助・互助（共助）・扶助（公助）

行政支出の減量化に伴い地域の産業力や市民（公益）活動力が萎縮しないよう、市民と行政の共生・協働、定年力、元気長寿、男女共同参画及び生涯学習社会の形成などの施策展開により市民活力の持続的発展を図ります。

このため、市民及び市民活動（公益）団体と行政機関が、対等のパートナー（相手）として自助・互助（共助）・扶助（公助）の役割を認め合い、共に力を合わせて市政を進める「共生・協働」を推進します。

今後、公共サービスは行政のみが担うのではなく、地域において意欲と能力を備えた市民活動（公益）団体をはじめ、NPOや企業の社会貢献活動等と行政の多様な主体によるパートナーシップ「共生・協働」を旨としながら、それぞれの役割分担により地域経営を進め、活力を創造します。

### 行政改革大綱の実施期間

行政改革大綱の実施期間は平成22年度から平成26年度までの5年間とします。

また、本大綱の推進期間中においても、自治体を取り巻く環境の変化や改革項目の進捗状況によっては、必要があれば、随時見直しを行います。

### 推進体制等

#### 1 推進体制

行政改革を進めるに当たっては、市長を本部長とする「行政改革推進本部」を中心に全庁が一丸となり、スピード感をもって改革に取り組みます。

計画策定から推進に至る各段階において、奄美市行政改革推進委員会による監視、調査はもとより、職員、市民、市議会から幅広い意見を求め、行政改革内容の充実に努めます。

行政改革の進捗状況や成果を市民と共有できるよう情報公開やPRをホームページや広報紙等、多様な手段により市民に周知を図ります。

## 2 実施計画の策定

行政改革の実施に当たっては、行政改革の行動計画である「実施計画」を策定し、できる限り実施時期や数値目標を市民に公表して取り組みます。

## 3 進行管理

「実施計画」は、毎年度ローリングを行うとともに、計画策定（Plan）実施（Do）検証（Check）見直し（Action）を体系化した「PDCAサイクル」による進行管理を行います。

### 基本方針を達成するための具体的方策

#### 1 - 1 行政改革

##### （1）組織・機構の見直し

従来の縦割り型組織にとらわれず、政策目標に基づき、効果的・効率的に事務事業を処理し得る弾力的組織を目指します。

このため、トップマネジメントの発揮を促進する体制や縦割り行政の限界をカバーするフラット（平坦）な組織を加味するなど、効率的な組織を構築します。

##### （2）庁内分権の推進

各部局に部局内の職員配置及び予算配分等、一定の権限委譲を検討し、権限と責任、意思決定の明確化や迅速化を図ることにより、高品質で市民満足度の高い行政サービスを提供できる体制の整備を検討します。

##### （3）定員管理の適正化

基本的な事務事業の整理、組織の合理化及び職員の適正配置に努めるととともに、民間委託の推進等により職員総数の抑制に取り組みつつ、3地域の均衡ある発展及び行政サービスの均一な提供が図れる職員体制を目指します。

また、これからの大量退職を踏まえ、新規職員採用、臨時的任用職員等のバランスを考慮し、将来にわたる詳細な分析に基づく計画的な職員数抑制及び総人件費の抑制に取り組みます。

#### 1 - 2 財政改革

##### （1）計画的な財政運営

健全財政を確保していくため、その目安となる財政指標を設定し、計



画的な財政運営を図るとともに、企業会計的な手法を用いた分析結果や行政評価、成果重視、施策の優先度などを予算編成に反映し、限られた財源の中で多様化する行政需要に対応するため、事務事業の「選択と集中」による質の高い市民本位の財政運営に努めます。

## (2) 自主財源の確保と拡充

### 市税等の財源確保と収納率の向上

市税をはじめ、国民健康保険税、保育料、市営住宅使用料等について、口座振替の推進や滞納対策の強化に取り組み、特に悪質な滞納者については、法的措置を講じ、収納率の向上を図ります。

### 受益者負担の適正化

住民負担の公平性及び受益者負担の適正化の観点から、使用料、手数料などのすべての公共料金等の見直しを図ります。

### 新たな財源の確保と拡充

財源確保策として、「自らの支出は自らの歳入確保で」「稼ぐ市役所（財源を稼ぐ）など民間的視点を合言葉に広報紙、ホームページ、公共施設等の企業広告掲載及びふるさと納税寄附金、世界自然遺産登録推進寄附金等、施策目的に対応した市民参加型の寄附金について継続して取り組みます。

また、国、県等外部資金の積極的・効果的導入による施策展開及び企業誘致など産業振興を図るとともに、住みよい、安心・安全のまちづくりを進めて定住化を促進するなどの方策を講じ、自主財源の安定的確保と拡充に取り組みます。

### 公有財産の管理・運営の見直し

遊休施設や未利用市有地、公用車等の公有財産については、有効利用を図り、活用できないものについては、売却、譲渡等を含めた処分の検討を進めます。

## (3) 経費の節減と合理化

### 経費の節減と合理化

限られた財源を効率的に活用できるよう、職員のコスト意識を高め、数値目標の設定等により、全庁的にIT関連経費、内部管理費などの経費節減に努めます。

### 補助金の整理合理化

補助金や負担金については、既に目的を終えたもの、効果が上がらないもの、既得権化しているものについて、徹底した見直しとあり方の検証を行い、サンセット方式などを用いて、計画的に整理合理化を図ります。

また、市民の自由な発想を活かした地域振興を図るため、「市民が考え、市民が主体となって、市民のために提供する」市民提案型事業への補助金制度や企業の社会貢献活動との連携を図ります。

### 公共工事のコスト縮減等

公共工事については、財政計画に基づく適正な事業規模での実施及びコスト縮減に努めるとともに、情報公開により、入札・契約等のより一層の透明性、競争性、公平性を確保します。

### 公営企業及び特別会計の経営健全化

公営企業については、独立採算の原則を堅持し、市民に対する安定した業務体制の効率化を図り、サービスの維持・向上に留意しながら事務事業の見直し、業務の一部の民間委託、指定管理者制度導入の検討、職員の給与・定員管理の適正化等を通して一層の経営の健全化に努めます。

国民健康保険、介護保険をはじめとする各事業特別会計については、所期の趣旨に鑑み経営健全化に向けて取り組みます

## 1 - 3 職員改革

### (1) 職員の意識改革

地方分権の進展により、職員には創造的な政策形成能力や財源創出能力、法務能力等が一層求められており、市民の目線に立った行財政運営を行っていくには、職員の徹底した意識改革が求められ、行政改革の成否は職員の意識改革にあると言えます。

このため、職員が過去の慣例や前例にとらわれることなく、常に改善・改革する気持ちを持って仕事に取り組み、職員の意欲と能力が最大限市民のために発揮できるよう庁内環境を整えます。

また、職員自らも地域に入って市民との対話や交流を通じて市民ニーズ（需要）の把握に努め、常に市民ニーズに沿ったサービスが提供できるよう努力します。

職員の意識を喚起させる手法として、職務実績を適正に評価し、待遇に反映させる「勤務評価制度」の導入に取り組みます。

## (2) 人材育成の推進

### 職員研修の推進

限られた財源の中で限られた人員により，市民サービスの向上を図っていくには，職員がその能力を最大限発揮し，行政課題に対処していく必要があります。そのため，人材育成の目的や方策等を明確にした「人材育成基本計画」を策定し，専門研修や各種研修機関，他自治体等との合同研修・職員提案・表彰制度の充実に努め，将来を見据えた人材の育成を図ります。

あわせて，市民と行政が対等なパートナーとして「共生・協働」を推進するため，市民活動（公益）団体や企業と行政が相互研修し合う機会を創出します。

### 人事交流の推進

職員の能力や可能性を最大限引き出し全庁的に活用していくため，総合支所間の人事交流を活性化するとともに，長期的視点に立った職員採用，専門職員の採用，庁外からの人材活用を推進します。

## (3) 給与の適正化

厳しい地域経済や公務員給与と民間賃金水準の格差指摘等を背景に，職責に応じた給与体系，特別昇給，諸手当等を総合的に点検・是正します。

## 1 - 4 議会改革

### 議会の組織運営の合理化

議会においても，行政改革の理念を踏まえ，その機能に十分留意しつつ，自主的な組織・運営の合理化努力を求めます。

## 2 - 1 市民満足度の向上

### (1) 誇れる奄美市づくり

#### 奄美市の一体感の醸成

市民が誇れる奄美市の実現に向け，奄美市の一体感の醸成と均衡ある発展を推進する観点から，各種イベント（市民体育祭・文化祭・まつり等）の工夫，本庁・総合支所間の職員の人事交流，民間団体間の交流など，積極的に取り組みます。

また，市民と職員が常に情報交換し，共有し合えるよう，職員の市民活動やボランティア活動との連携・参加を積極的に進めます。

#### 窓口市民サービスの質の向上

「窓口業務は市役所の顔である」との認識に立ち、市民が利用しやすい、市民のためにある市役所にするため、市民の視点に立った窓口サービス時間等の弾力化、行政手続の簡素化、ワンストップサービス体制などを整備し、市民満足度の高い行政サービスの向上を目指します。

#### 市民の声の反映

市政への市民参画を促進し、活力と魅力にあふれた地域社会を築くため、各種審議会等に幅広い市民の参画を求めます。

また、まちづくり懇談会の開催、パブリックコメントの活用により、市民の声を政策形成過程に活かすとともに、市民が施策、事業の実施に積極的に参画・協働出来る行政体制を整備します。

### (2) 市民と行政の情報の共有化

#### 情報公開

市民と行政のパートナーシップ（協力関係）を基本とした市政運営を進めるに当たっては、相互の信頼関係の構築が不可欠であり、行政が保有する情報を積極的に公開するとともに、市民が求める情報をわかりやすく提供して透明性の高い市政運営が求められます。

このため、情報公開及び行政手続制度の的確な運用に努めるとともに、個人情報保護条例に基づくプライバシー（個人情報）保護に配慮をしながら、情報の積極的な公開に努めます。

#### 電子市役所の構築

行政システムの電子化を推進して事務の効率化を図るとともに、情報提供や申請・届出の手続きについてICT（情報通信技術）を積極的に活用して、サービスの迅速化や利便性をより一層向上させる「電子自治体」の構築を目指します。

また、地域イントラネット（地域内の情報通信網）整備に伴う各公共施設間の情報共有体制を充実します。

### (3) 監査機能の充実強化

本格的な地方分権時代を迎え、行政の説明責任が増大する中、適正で効率的な行政運営を確保し、市民の信頼と負託にこたえるため、より一層の監査機能の充実に努めます。

## 2 - 2 事務事業改革

### (1) 民間移行の推進

#### 民営化の推進

業務の量や質の変化に対し、迅速できめ細かな行政サービスを提供していくためには、民間の専門性や技術・能力を十分活用していくことが必要とされており、市民サービスの確保を基本に、民営化が可能な施設は積極的に民営化を推進します。

#### 民間委託の推進

市民サービスを最も効果的、効率的に提供するために、民間委託の実施が適当な事業については、本市の適正な管理監督のもとに、行政責任の確保、個人情報保護や守秘義務の確保、市民サービスの維持向上等が図られることに留意しつつ、事業全般にわたり総点検を行い積極的に民間委託を推進します。

#### 指定管理者制度の活用

公の施設の管理・運用に当たっては、多様化する市民ニーズに、より効果的・効率的にサービスを提供するために、「民間運営可能なものは民間に」を旨にすべての施設について点検を行い、指定管理者制度を積極的に活用します。

#### P F I手法の活用

公共施設などの建設、維持管理、運営などについて、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、低廉かつ良好なサービスが提供され、地域の活性化に資すると考えられる施設については、P F Iの制度導入を検討します。

#### 第三セクター等の見直し

第三セクター・公社等の外郭団体については、設立目的に照らし、事業内容及び市からの支援措置等について見直しを行い、団体間の統廃合についても検討します。

#### 広域行政の推進

市民の行動範囲は、市域を越えて広域化しております。

今後さらに市域にとらわれない施策の重要性は増加していくことを踏まえ、広域的な行政サービスの研究・推進に努めます。

## (2) 事務事業の見直し

### 事務事業の再編・整理及び廃止・統合

本市の財政事情及び地方分権の進捗状況を踏まえ、事務事業の「選択と集中」により、歳出全般の抑制を図り、行財政の減量化に取り組みます。

### 各種イベントの見直し

まつり等各種イベントについては、財政状況を勘案し、前例踏襲にこだわらず、内容の見直し、統廃合、持ち回り開催、隔年開催等の工夫、拠点イベントと地域に身近なイベントの整理など再構築します。

再構築に当たっては、市民と行政の役割分担や、島外から集客効果のある「稼ぐイベント」など工夫します。

## (3) 行政評価システムの充実

簡素・効率的かつ効果的・成果重視型の行財政運営とするため、施策や事業の成果などを検証・評価し、行政改革に結びつける行政評価システム（制度）の充実に努めます。

## 3 市民参画による改革

－結い（ゆい）・家普請（やぶしん）・道普請（みちぶしん）のこころ－

### (1) 地域コミュニティ力の向上

奄美は伝統的に「自分たちの地域でやれることは自分たちでやる。」という集落精神があり、この「結い」及び「家普請・道普請」の精神の実践こそ「共生・協働」の旨とします。

各施策・事業を進めるに当たっては、最小の経費で最大の効果を目指すことが求められており、そのためには、地域組織や各種市民活動（公益）団体・企業社会貢献活動等と「共生・協働」して推進することが必要です。

このように、集落の持つ風習や伝統、文化に見られる「結い・家普請・道普請のこころ」を全市に広め、奄美市の振興と行政改革に取り組みます。

### コミュニティの活性化

市民と行政が「自己決定・自己責任」による市民主役のまちづくりを共有し推進するため、地域コミュニティ（自治）の組織育成や活動を促進するとともに、活動拠点施設の確保を支援します。

また、農村地区の嘱託員（駐在員）制度の継続活用を図ります。

#### 市民と行政の共生・協働

これまでのような行政を中心とした公共サービスの提供には質的にも量的にも限界があり，市民の「選択と負担」の原則の下，各地域にふさわしい公共サービスを提供する分権型社会システムの転換が求められています。

今後は，市民と行政がそれぞれの役割分担を明確化するとともに，「金がなければ知恵を・知恵がなければ汗を」の精神で共に考え，汗を流し，地域の課題の解決を図る「共生・協働」を推進することにより，奄美市の活力を生み出します。

このことを踏まえ，地域において意欲と能力を備えた市民活動（公益）団体をはじめ，ボランティア活動（有償ボランティアを含む）やNPO，企業の社会貢献活動など多様な主体が「共生・協働」して公共サービスを提供していく場づくりとボランティア・協働人材登録制度などの施策の強化を図ります。

#### 公共施設等の地域開放・複合利用

公共施設の有効活用を図るため，提供可能な遊休施設等を公益性の高い市民活動（公益）団体等へ開放し，住民自治・教育・文化・産業等の施策充実に努めます。

#### 男女共同参画社会の推進

性別によって男女の役割を固定的にとらえる考え方や社会慣行の転換を図り，女性のより一層の社会参画が図れる環境を整備するとともに，市の政策・方針決定過程である委員会等に女性の登用を積極的に推進します。

### （２）自給力の向上

自給力の向上のため，一集落１ブランド（宝資源活用・奄美市ミュージアム）や地産地消，市民農園（市有地・民有地），営農応援隊，遊休地貸与（兼業・帰農のススメ）システム，コミュニティビジネス，地域通貨（エコマネー），市民提案型事業など，市民の自給力を高める施策の充実に努めます。

### （３）外貨獲得の拡大

外貨獲得の拡大のため，一集落１ブランド（宝資源活用・奄美市ミュージアム）の施策をはじめ，トップセールスの展開，高付加価値型産業クラスター（集積）の形成，営農応援隊，ボランティアガイド（観光等），NPO等の人材育成等の協働施策を強化します。

( 4 ) 人口規模の確保

活力あるまちづくりを進めるには，一定の人口規模（定住・2（多）地域居住・交流人口）が常時確保されていることが不可欠です。

そのために，長寿・子宝，男女共同参画，U・I・Oターン，団塊世代，帰農（半農半Xライフスタイル）等関連の奨励施策を「共生・協働」により推進します。

( 5 ) 全庁協働体制の確立

～ 1 課（ 1 係） 1 N P O 等との連携～

「共生・協働」の推進に当たっては，市役所の全庁的な協働システムを構築することが求められます。

各課（係）がNPOや市民活動（公益）団体，企業の地域貢献活動との連携で市民サービスの質の向上を図る体制整備のため各課に協働担当を配置（兼任）し，センター機能を発揮する担当部署との連携を図るとともに，市民・職員間の意識の共有化と人材マッチング（結合）に努めます。



## 用語解説

(五十音順)

### ICT

Information and Communications Technology の略で、情報通信技術のこと。情報技術やインターネット関連機器などを駆使し、事務部門だけでなく、経営や生産・流通部門など幅広い分野に情報技術を活用し、効率化を図る手段。

### NPO

Non-Profit Organization の略で、民間非営利組織のこと。営利を目的とせず、福祉、環境、スポーツ、まちづくりなどの分野で社会貢献を行う民間組織。平成22年3月現在、奄美市では22のNPO法人がある。

### 共生・協働

互いの立場や価値観を認め合い、ある課題について関係する各主体が、共通の目的に向かって対等の立場で協力し合うこと。行政と市民（市民団体）、企業などの新たな関係のあり方として注目されており、コラボレーション、パートナーシップといった表現も同義語として用いられている。

### 公社

地方公共団体の事務の一部である事業を代行して実施させるために設置した外郭団体であり、地方公共団体から出資等の財政措置または役職員等の派遣を受けている。

### コミュニティビジネス

コミュニティビジネスとは、市民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決し、またコミュニティの再生を通じて、その活動の利益を地域に還元するという事業のことの総称。

### 産業クラスター

ブドウの房のような企業・機関のネットワーク。その新しい組み合わせ。特定分野における関連企業、専門性の高い供給業者、サービス提供者、関連業界に属する企業、関連機関（大学、規格団体、業界団体など）が地理的に集中し、競争しつつ同時に協力している状態

### サンセット方式

サンセット方式とは、補助金に一定期間の終期を設定し、特別の理由がなければ期限の延長は行わないことです。

### **指定管理者制度**

「公の施設」の管理を地方公共団体の指定を受けた者が「指定管理者」として管理を代行する制度のこと。従来、公の施設の管理は、地方自治法の定めにより、地方公共団体の出資法人などが管理受託者として管理を行う「管理委託制度」がとられてきたが、平成15年9月に施行された改正地方自治法により、指定管理者による「管理代行制度」となり、民間事業者等の参入も可能となった。平成22年3月現在、奄美市では125の公の施設で指定管理者制度を導入している。

### **第三セクター**

地方公共団体と民間事業者とが共同で出資を行っている商業法人及び民法法人のこと。

### **地域コミュニティ**

人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、及びその人々の集団。地域社会。共同体。

### **電子自治体（市役所）**

ICTを活用し、行政サービス（申請・届出その他申し込み、公共施設の空き状況の確認・予約受付、各種情報提供等）を電子的に提供することで、住民サービスの向上、行政事務の効率化及び地域の活性化を図ること。

### **トップセールス**

企業の社長などが、直接宣伝販売などを行うこと。市長自ら先頭に立ち、セールスを行うこと。

### **トップマネジメント**

企業の経営管理組織の最上層部。人事・経営方針などの重要事項についての意志決定を行う。

### **パブリックコメント**

市の重要な施策案の策定にあたり、事前に内容を公表して市民から意見を募集し、それを考慮して施策の意思決定とする制度

### **半農半Xライフスタイル**

半自給的な農業とやりたい仕事を両立させる生き方のこと

### **PFI事業**

private finance initiative の略で、公共施設などの設計、建設、維持管理、運営に民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を図っていく事業。

### **フラットな組織**

多くの階層からなるピラミッド型の組織をなるべく少ない階層にすることや、責任が明確になるよう組織の規模を見直すこと、下位の職への権限委譲を進めることを特徴とした組織形態のこと。

### **普請（ぶしん）**

家屋を建てたり、道路を修理したりすること。力を合わせて作業に従事すること。奄美では、伝統的に家普請（やぶしん）道普請（みちぶしん）など「自分たちの地域でやれることは自分たちでやる。」ことの集落精神が残っている。「結い」と同義語。

### **ワンストップサービス**

一度の手続きで、必要とする関連作業をすべて完了させられるよう設計されたサービス。